

エステティックサロン・関係者各位

平成19年3月19日
日本エステティック工業会
日本エステティック業協会
日本エステティック協会

美容機器販売会社「ワールドビューティック」逮捕報道(添付資料-1 参照)を受け、日本エステティック工業会、日本エステティック業協会、日本エステティック協会はレーザー・光脱毛について検討を行いました。ついてはエステティックサロン・関係者におかれましては各項目の徹底をお願いします。

「エステティックサロンにおけるレーザー・光脱毛について」

1. 「厚生労働省医政医発第105号 第1(1) 用いる機器が医療用であるか否かを問わず、レーザー光線又はその他の強力なエネルギーを有する光線を毛根部分に照射し、毛乳頭、皮脂腺開口部等を破壊する行為(厚生労働省の通達通り医師免許が必要 添付資料-2)これに抵触しない範囲での脱毛を行うことを徹底してください。

2. 購入先メーカーに問い合わせを行い、購入した機器が毛乳頭、皮脂腺開口部等を破壊しない機器であるか否か。また、厚生労働省の通達に抵触しない範囲の出力を必ずメーカーに再度確認してください。

また、輸入機器の場合は医療機器等の区分を確認し、医療機器であることが判明した場合は、使用を中止してください。医療機器でない場合でも、取扱説明書、マニュアル等の表記が厚生労働省の通達に抵触しない内容であるか確認してください。

3. 施術にあたって事故のないように細心の注意をはらい施術を行ってください。また、お客様から施術に関する申し出が入った場合は、誠意を持って迅速に対応し、解決することを心掛けてください。

4. “毛乳頭等を破壊するレーザー・光脱毛法”については、厚生労働省の通達に抵触する為、広告表示には使用できません。また、お客様への説明にもついても同様です。なお、その他の表現については、エステティック業界統一自主基準等を熟読し、お客様に誤解を与えないように徹底してください。

「業界統一自主基準策定への取り組み」

エステティック業界団体が協力し策定したエステティックにおけるレーザー・光を利用した脱毛方法に関する自主基準を財団法人 日本エステティック研究財団へ検証を依頼し、その結果を踏まえ、エステティック業界の新たな業界統一自主基準として広く普及して行きます。

エステティック業には業法がないため、業界統一自主基準を遵守し、業界が自ら消費者の安全・安心を確保し、業の健全な育成のために努力することが必要です。厚生労働省の通達、また業界統一自主基準を踏まえ、安全かつ適正なエステティックサービスを提供するよう心掛けてください。

添付資料 読売新聞 2007.3.13 報道記事

本件に関する問い合わせ先

〒110-0015 東京都台東区東上野1 - 13 - 2

成田第2ビル8F

TEL :03 - 3837 - 5510 FAX :03 - 3837 - 5530

日本エステティック工業会 担当 久門

<http://www.jeia.gr.jp/>

〒100-0014 東京都千代田区永田町2 - 10 - 2

永田町TBRビル606号

TEL :03 - 5501 - 1801 FAX :03-5501 - 1805

日本エステティック業協会 担当 山本、鳥光

<http://www.esthesite.com/>

〒102-0083 東京都千代田区麹町2 - 12

CTS麹町ビル4F

TEL :03 - 3234 - 8496 FAX :03 - 3234 - 8498

日本エステティック協会 担当 五十嵐

<http://www.ajesthe.jp/>